

令和6年度 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金 家計急変世帯への支援＜随時申請＞について

家計急変により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯に対して、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金を支給します。令和6年7月2日以降に家計が急変した世帯の申請手続きは、下記のとおりです。希望される方は御申請くださいますようお願いいたします。

※ 本制度は1年に1回のみ受給できます。今年度既に受給している方は、重複して受給することはできません。

記

1 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金について

(1) 制度の概要

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金が保護者の口座に振り込まれる制度です。

(2) 認定要件

基準日現在、次の全ての要件を満たしている保護者等に支給されます。

ア 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する高校生がいること。

イ 保護者等が東京都内に住所を有していること。

ウ 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯に相当すると認められる世帯であること。

※ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象外です。

都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯に相当すると認められる世帯年収

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
世帯年収見込	204.4万円未満	221.6万円未満	271.6万円未満	321.6万円未満	370.4万円未満	414.0万円未満
年間所得金額	135万円以下	147万円以下	182万円以下	217万円以下	252万円以下	287万円以下

※ 世帯の人数とは、申請者（保護者等）とその扶養親族等の人数を合わせた人数です。

※ 上記世帯年収見込は、会社員で給与収入のみの場合の総収入です。

※ 2人世帯の世帯年収見込及び年間所得金額は、寡婦・ひとり親世帯の場合の金額です。

基準日…家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日の場合、当月）の1日

(3) 支給額

下表の支給額（年額）を12で割り、基準日から令和7年3月までの月数を乗じた月割額を支給します（1円未満切り捨て）。

ア 支給額（年額）

世帯区分 (生徒本人の兄弟姉妹の状況)	生徒本人が在籍する高等学校等	
	全日制・定時制	通信制
基準日現在、生徒本人に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯（以下、「非課税第1子世帯」という。）	122,100円	50,500円
基準日現在、生徒本人に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（以下、「非課税第2子世帯」という。）	143,700円	

イ 支給額の例

（ア）8月10日に離職（家計が急変）し、生徒本人が通信制課程に在籍している場合
基準日は令和6年9月1日です。支給額は29,458円（※1）になります。

※1 50,500円（年額）×7か月（9～3月）／12月

（イ）10月1日に離職（家計が急変）し、生徒本人が定時制課程に在籍している場合
（非課税第2子世帯）

基準日は令和6年10月1日です。支給額は71,850円（※2）になります。

※2 143,700円（年額）×6か月（10～3月）／12月

2 提出書類について

（☆）マークの付く書類は、在学する都立学校の経営企画室で入手することができます。

	必要書類
1	都立高等学校オンライン申請受付システムでの受給申請 都立高等学校のオンライン申請に関する詳細は、東京都教育委員会 HP「各種支援制度のオンライン申請の開始について」を御参照ください。
2	支払金口座振替依頼書（☆）及び 通帳の写し（※） ※ 金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページをコピーしてください。
3	家計急変の発生事由を証明する書類 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、勤務先の休業案内、勤務日が激減したシフト表など 上記証明書がやむを得ず提出できない場合は、家計急変申告書（☆）を作成してください。
4	家計急変前の収入を証明する書類（いずれかを保護者全員分） 令和6年度住民税課税証明書、令和6年度特別徴収税額通知書、令和6年度住民税納税通知書

5	家計急変後の収入を証明する書類 社員の場合…会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細（3か月分） 自営業の場合…税理士又は公認会計士の作成した証明書等 上記証明書がやむを得ず提出できない場合は、収支計算書（☆）を作成してください。
6	保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類（いずれか1つ） 扶養親族の記載された住民税課税証明書、特別徴収税額通知書、住民税納税通知書、扶養誓約書（☆） ※ 5で扶養親族が記載された課税証明書等を提出済みの場合は不要です。 ※ 課税証明書等により扶養親族が確認できない場合は、扶養誓約書を提出してください。
7	住民票の写し又は住民票記載事項証明書（☆） ※ 保護者に係る「住民となった日」が基準日以前、証明書の発行日が基準日以降となっていることを確認してください。
8	（第2子としての申請を行う場合） 扶養誓約書（☆） ※ 6で扶養誓約書を提出済みの場合は不要です。
9	（都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合） 兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書
10	（生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合） 扶養誓約書（☆） ※ 6で扶養誓約書を提出済みの場合は不要です。
11	（着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度制服の購入が必要で、加算分の申請を希望する場合） 制服が災害等により喪失・毀損したことが分かる書類 罹災証明書等（被災証明書やこれらに類する公的書類） 制服の再購入に係る誓約書・証明書（☆）

3 提出期限

令和7年1月31日（金）必着

4 提出先・お問合せ先

基準日現在 生徒本人が通学する高等学校等の経営企画室

【制度に関すること】東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
03（5320）7862（平日9：00～17：45）

書類提出上の注意点

- 一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し（コピー）を提出してください。写しを提出する場合は、氏名等の文字が鮮明に分かるよう複写してください。
- 親権者又は未成年後見人が次の4つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含

めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。

- (1) 一時的に親権を行う児童相談所長
- (2) 児童福祉施設の長
- (3) 法人である未成年後見人
- (4) 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人

3 高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金の申請において、既に提出済みの書類がある場合は、重複して提出は不要です。

提出された（特定）個人情報の取り扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の（特定）個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、奨学のための給付金に関する業務を他の事業者に委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督をいたします。

御提出いただいたマイナンバーは他の就学支援事業（高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用させていただく場合がございます。あらかじめ御承知おきください。